

吉見町公式ホームページバナー広告掲載取扱基準

この取扱基準は、吉見町公式ホームページバナー広告掲載に関する要綱（平成24年吉見町要綱第22号以下「要綱」という。）に基づき、バナー広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 掲載位置

要綱第4条に規定するバナー広告の掲載位置は、ホームページのトップページ画面で町が指定した位置とする。

2 掲載順序

要綱第4条に規定するバナー広告の掲載順序は、掲載期間が長いものからとし、掲載期間が同一のものがあるときは次の各号に掲げるとおりとし、次の各号に該当するものが重複するときは、掲載申込書を受け付けた順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益社団法人及びそれに類する企業に係る広告
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人並びに私企業のうち、公共的性格を有する企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、町内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの

3 禁止する表現

- (1) 「はい」、「いいえ」、「キャンセル」など、操作手順を模したもの
- (2) アニメーションによる表現
- (3) 町の実施する事業名に類似したもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをするもの、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのあるもの

4 掲載期間

連続する掲載期間は、最大6か月とする。ただし、6か月の連続掲載期間の最終月において、第8条による掲載の申込みをし、掲載の決定を受けた場合は、再び6か月間掲載することを妨げない。

5 掲載開始

原則として、掲載開始日の午前11時までに掲載するものとする。ただし、掲載作業の関係上、掲載開始時刻が遅れる場合がある。

6 掲載終了

原則として、掲載終了日翌日の午前11時までに掲載を終了するものとする。

附 則

この基準は、平成24年9月7日から施行する。